

# 平成 27 年度第 8 回原町区地域協議会

## 会議録

< 地域協議会の日時・場所 >

- |   |     |                      |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 28 年 2 月 16 日 (火) |
|   | 開始  | 13 時 30 分            |
|   | 終了  | 15 時 10 分            |
| 2 | 場 所 | 本庁舎 4 階議員控室          |

### 【 会 議 録 】

#### 1 開会 事務局

ただいまより平成 27 年度第 8 回原町区地域協議会を開会いたします。委員 15 名のうち、現在、出席委員 13 名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 13 名

鈴木 進一、佐藤 吉子、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一、  
濱須 弘伸、小野 洋子、遠藤 充洋、今野 和秀、廣瀬 要人、  
島村 哲哉

【欠席委員名】 2 名

佐藤 基行、鈴木 清重

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議事

##### (1) 会議録署名人の指名

事務局

これ以降会長に進行をお願いいたします。

会長

署名委員の指名ですが、名簿順により島村委員、佐藤吉子委員にお願いします。

(2) 書記の指名

会長

続いて書記の指名ですが、中林主事にお願いします。

(3) 報告事項

会長

それでは報告事項の「南相馬みんなの遊び場設置について」担当課から説明をお願いします。

(男女共同子ども課より説明)

松永委員

株式会社Tポイント・ジャパンとはどういう会社なのか。どのような経緯で寄贈を受けたのか。

男女共同子ども課長

会社はツタヤ、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどで利用されているTポイントカードを取り扱う会社です。この会社の震災支援プロジェクトに賛同した会社が参加されています。県の子育て支援課にまず話があり、県を通してお話があり、南相馬市で受けることになりました。

高田委員

資料1の1ページの2のこれまでの経緯において、市が受贈を決めた後の7月に鹿島区の地域協議会が承認とあるが、地域協議会が承認をする内容なのか、その意味についてお聞きします。

また、後期の遅れがあり、竣工予定日の平成28年4月20日と条例の附則の3か月以内とばらつきがありますが、現状はどうなっていますか。

男女共同子ども課長

鹿島区の地域協議会には、場所をどこにするか決める段階で、鹿島区には子育て支援センターが休止中、子どもの屋内施設も少ないことから鹿島区に建設を決めたことを報告しました。承認という言葉は不適切でした。

子育て支援係長

4月20日に竣工の予定ですが、その後の竣工検査後に受贈し、連休前の開所の予定です。

高田委員

条例附則の3か月以内の理由は何でしょうか。

子育て支援係長

業者の竣工予定は4月20日ですが、伸びることがありうるので、条例では3か月以内としています。

高田委員

条例6条、7条2項違反による10条の過料に関して、状況を現場の職員が現認するとして、だれが判断するのでしょうか。

男女共同こども課長

常時臨時職員を配置し、お子さんの安全安心を守る体制を整えつつ、過料については、慎重にしなければなりません。報告後過料を科すに当たり、総務課等との協議の上慎重に判断します。

廣瀬委員

高田委員に関連して質問します。どういう所からお金が出るかはともかく大変望ましいことです。安全、安心が前提ですが、事故時の責任として公設公営であるため施設設備管理の瑕疵、常駐職員の管理者の瑕疵、利用者の責任などが考えられますが、事故時にどういう場面でどのようにだれが責任を取るのでしょうか。条例の他に使用規定などがあるのでしょうか。

男女共同こども課長

ご指摘の通り安全面は重要です。臨時職員2名が常駐する体制であり、事故時の管理を検討したいと思います。

総務部長

公の施設にあたるので、加入している保険で対応することになります。

高田委員

男女共同こども課長の説明により経過は理解しました。ただ、平成26年

度6月の市議会全員協議会での承認、7月に鹿島区地域協議会での承認との記載がありますが、承認ではなく、鹿島区に建設することを了承したということではないでしょうか。

男女共同子ども課長

ご指摘の通りです。了承に訂正いたします。

島村委員

ゴミ箱の設置予定はあるのでしょうか。条例の7条からは全くないことが前提のようにも読めます。

子育て支援係長

ゴミ箱は室内に設置します。敷地内には庭もありますので、これと一体と考えたことからこのように表記しました。

島村委員

「所定の場所以外に」などの表現が望ましいのではないのでしょうか。

子育て支援係長

一体管理の為の表記です。ご理解いただきたいと思います。

廣瀬委員

条例がファジーです。運用上条例だけではカバーできないのではないのでしょうか。運用規定を作り、明確にしないと事故時の責任の所在が不明になります。人を配置していることから運用上の責任も出てくるのではないかと思いますので、運用規定を作ってからスタートした方が良いのではないかと思います。意見なので、回答は不要です。

男女共同子ども課長

ご意見ありがとうございます。

山城委員

当該施設は直営の方針ですが、将来指定管理者制度を導入する予定はあるのですか。

男女共同子ども課長

1、2年は直営で運営し、仕事のボリュームを把握したのちに指定管理者制度を導入する予定です。

会長

条例第9条に委任規定、附則が定められている。条例を地域協議会にかけていただく場合、規則も出ていました。規則は出していただけないのでしょうか。

第9条の委任はどのような場合を想定していますか。

利用者は届出が必要なのですか。それとも自由に遊べるのですか。誰が来てどう遊ぶのか把握をするのですか。

小学校低学年のお子さんがけがをして病院に行く必要がある場合、連れて行くのは職員なのですか、親なのですか。事故時の連絡先はどうするのですか。また、職員に資格は求められるのですか。求められるならば何なのかお聞かせください。

子育て支援係長

規則については当初別に作る予定でしたが、規則の内容を条例に含むことができるため条例だけを作ることとなりました。

第9条については開所までに作成する運用規定、内規をこの部分で対応したいと考えています。

男女共同こども課長

利用時に申請は不要ですが、受付をしてもらい、自由に出入りしていただく予定です。事故時の緊急連絡につきましては今後の課題です。

職員の資格につきましては、3名の臨時職員のうち1名は幼稚園教諭などの幼児教育の有資格者の配置を検討しています。

小野委員

条例第7条2項で館内の喫煙、飲食が禁止されています。幼児には水分補給が必要ですが、自動販売機などの設置予定はあるのですか。

男女共同こども課長

食事やお菓子などは望ましくないと考えていますが、水分補給は認めません。

小野委員

自動販売機の設置予定はありますか。

男女共同子ども課長

現在予定はありません。

会長

小さな疑問ですが、小学6年生の兄が幼稚園児の弟妹を連れてきた場合、条例上は保護者の同伴が必要となります。こういう場合要件を厳しく求めるのですか、入場を認めるのですか。職員によって変わっては困ります。今のところどうお考えでしょうか。

男女共同子ども課長

利用するのに迷うような遊び場にはしたくないと考えていますので、黙認することになると思います。

木幡委員

安全面に関して質問します。資料3の完成イメージ図を見ると手荷物を置くロッカーはありませんが、オープンスペースに荷物を置くと幼児が躓いて転ぶとか、盗難されることもありえます。コインロッカーの設置予定についてお伺いします。また、乳幼児の利用においてベビーカーで来られるご家族もいると思いますが、ベビーカーを置く場所はあるのでしょうか。

男女共同子ども課長

限られたスペースであるため、コインロッカーの設置は予定しておりません。荷物の置き場所については、子供の転倒などないように努めます。

ベビーカーは屋外に置き場を作り、屋内には持ち込みを不可とする予定です。

木幡委員

おむつ、飲み物など荷物が多くなるため、おけるスペースがあるとお母さんは利用しやすくなります。ご検討をお願いします。

会長

報告事項 については、以上で終わります。

次に南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について(素案)をパブリックコメントに付すことについて担当課よ

り説明をお願いします。

( 情報政策課より説明 )

高田委員

資料 1 ページの 2 についてです。条例改正の概要における独自利用の範囲について「 その他 ~ に類する事務で必要な限度としている」とありますが、この意味が分かりにくいです。どういう意味なのですか。

情報政策係長

必要な限度という表現は法律上の表現を引用したものです。意味は特定個人情報利用の範囲を強く限定するものです。

高田委員

2 ページ ( 2 ) の 3 4 事務、 4 事務とは何のことですか。

情報政策係長

資料 2 のページ 3、 4 の表において記載されている全事務数が 34 になります。そのうち情報連携予定に のない事務が 4 事務ありこれは庁内のみ利用、連携を行うものです。

会長

ほかになれば、以上で報告事項を終わります。

( 4 ) その他

会長

看護師不足の解消についての提言に対する回答について、事務局より説明をお願いします。

( 事務局より説明 )

会長

1 月 2 2 日付で意見書を提出しましたので、ご了承ください。

続いて、河川の整備に対する提言に対する回答について事務局より説明をお願いします。

( 事務局より説明 )

会長

この点について質問はできるのですか。

土木課維持係長

可能です。

高田委員

武須川について高平地区では部落、河川愛護会で川の中の堆積物などの刈り取りを行いました。市役所の土木課を窓口にして、県の合同庁舎に行ってお願いをしました。このことは県の計画の中に規程されてはなく、その過程で作ったものです。必ずしも計画的ではありません。

新田川の1,000mとは1,000mだけの予算なのですか。

土木課維持係長

河川愛護会は市の要望ではなかなか動かないところがあります。市民の協力を得ながらやってまいります。県にも要望がありましたことを伝えます。新田川の1,000mの中身については県議会の状況を確認し報告いたします。

高田委員

昨秋の関東・東北の大雨で新田川に避難指示が出ました。新田川に加えて、武須川も台風や大雨時に氾濫して水田に待望が流入し後始末に水利組合は苦慮してきました。川の幅員を取って、土手も高くなりましたが、部分的改修であり、橋は変わらないので橋にぶつかってあふれます。ほ場整備で改修できなければ土取りにより山の斜面に木がなくなり大雨の際の危険が増しています。現状を県に報告し、部分改修をしてもらわないと有事に逃げ場がなくなります。

土木課維持係長

昨年の9月11日の豪雨の際に河川増水による避難指示が出て、武須川でもあふれる寸前までいったことは把握しています。小規模林地開発による影響も県に伝えながら再点検します。

会長

資料3枚目のこれまでの取組の3行目の「土砂の高線量が危惧される」とありますが、この回答はいつまで続くのでしょうか。

土木課維持係長

河川内の土砂については、環境省でモニタリングしています。沢や護岸の数値も示されています。県での高線量の危惧については再度確認していきま

す。

会長

市では確認していないですか。

土木課維持係長

市内の県管理の河川については環境省で数値を出しています。

会長

数値はどのくらいなのか。

土木課維持係長

定期的な底質モニタリングでは太田川の 7,900bq などが高い数値です。

会長

7,900bq は危惧される数値なのですか。

山城委員

高線量という言葉を利用して県は対応を遅らせているだけではないのですか。

土木課維持係長

県でも調査しながら方針を決めているところです。

会長

具体的数値や危険性がわからないと納得しがたいですし、記載も矛盾しています。

土木課維持係長

県の管理についてですが、周辺自治体で言いますと富岡町にも県が管理をする 2 級河川が通っています。環境省は除染をしないと決めたので、これについては県に役割が委ねられています。再度その後どうなったのかを重ねて要望してまいります。

高田委員

関連して質問をします。武須川について、行政区と県で業者に依頼をし、

草を刈りました。中州の土砂を持っていくところがなく、刈り取ったものを土手に置いておこなら実施すると言われたが基準がありません。武須川も2級河川であり、環境省の除染対象からは外れています。川底を上げれば水はけがよくなるのにできません。手作業では難しいです。

新田川の右岸は土砂や工事物が山積みにされ、負荷が左岸にかかっています。しっかり管理することで氾濫のリスクを下げることができます。県でパトロールをすることで可能となるので、要望をしてほしいと思います。

土木課維持係長

武須川には残土の堆積が多く、市からも要望をしています。土砂の保管についてはガイドラインが示されていないことが問題ですので、これも要望をしています。

新田川の橋の架け替えのための不安も県に伝えます。

会長

以上で議事のその他を終わります。

#### 4、その他

総務課長

委員の皆さまには2年間の任期につきましてご尽力いただきましてありがとうございました。継続いただく委員もおられますが、代わられる場合も市政についてこれからもご支援いただければと思います。2年間ありがとうございました。

高田委員

議事録の配布が遅れています。

事務局

事務処理が遅れており申し訳ありません。後日配布いたします。

松永委員

以前、津波の到達点を明示すべきとの意見があり、この地域協議会で良いと決めたことがあります。防災の専門家からは津波到達点の高さ以上には津波が来ないという誤った認識を与えることからよくないとの意見がありました。検討が必要なのではないかと考えます。

総務部長

津波の到達地点表示の委託は今年と来年の2年間で予算化しています。今の意見も一つの意見ではありますが、逃げなかったことにより被害が拡大した事例もあります。防災計画の中での対応として防災訓練などを通し安全性を確保してまいります。

## 5. 閉会

総務課長

それでは以上をもちまして平成27年度第5回地域協議会を閉じたいと思います。慎重なご審議ありがとうございました。